

緊急事態宣言発出に伴う回数乗車券の払いもどしについて

対象のお客さま

2021年4月23日（金）に発出された緊急事態宣言に伴い、緊急事態措置期間＜2021年4月25日（日）から緊急事態措置を行う期間の最終日＞の全部または一部期間を有効期間に含む回数乗車券を使用しないため、払いもどしを希望されるお客様のうち2021年4月24日（土）までに購入された回数乗車券をお持ちのお客様。

※異なる券番号の回数乗車券を複数枚お持ちいただいても払いもどしの対象にはなりません。

本取扱いは、お持ちの回数券の「券面表示区間」に緊急事態措置の東京都に所在する駅が含まれている場合等に限り対象となりますのでご注意ください。

払いもどしの計算方法

有効期限が4月24日（土）を超える場合については、実際の払いもどし申出日にかかわらず、4月24日（土）を払いもどし申出日とみなし、ご使用済みの券片を乗じた当該回数乗車券購入区間の普通旅客運賃と手数料220円を差し引いた額を払いもどします。

例・・・新柴又～新鎌ヶ谷 普通回数乗車券 残券片 6枚
 $5,800円 - (580円 \times 5枚 + 220円) = 2,680円$

回数券の金額	新柴又～新鎌ヶ谷 の片道運賃	使用枚数	手数料	払いもどし金額
--------	-------------------	------	-----	---------

払いもどしの期間について

この取扱いは緊急事態宣言による緊急事態措置期間終了の翌日から1年間と致します。

※詳しくは駅係員におたずね下さい。

北総鉄道株式会社